

## 郡山市工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）運用基準

郡山市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第26条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）については、以下に定める事項により運用するものとする。この場合において、運用の詳細については、工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和4年7月国土交通省）を準用する。

### 1 主要な工事材料

単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」とは、当該工事に主に使用される鋼材類、燃料油又はその他工事材料をいう。

### 2 適用対象工事

- (1) 単品スライド条項は、主要な工事材料の品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものについて適用することができる。

$$\text{変動額 鋼} = | M \text{ 変更鋼} - M \text{ 当初鋼} |$$

$$\text{変動額 油} = | M \text{ 変更油} - M \text{ 当初油} |$$

$$\text{変動額 材料} = | M \text{ 変更材料} - M \text{ 当初材料} |$$

$$M \text{ 当初鋼}, M \text{ 当初油}, M \text{ 当初材料} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率} / 100)$$

$$M \text{ 変更鋼}, M \text{ 変更油}, M \text{ 変更材料} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率} / 100)$$

$M \text{ 当初鋼}, M \text{ 当初油}, M \text{ 当初材料}$  : 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

$M \text{ 変更鋼}, M \text{ 変更油}, M \text{ 変更材料}$  : 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

$p$  : 設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価

$p'$  : 4の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価

$D$  : 5の規定に基づき算定した鋼材類、燃料油又はその他工事材料の数量

$k$  : 落札率

- (2) 請負代金の部分払をした工事における(1)に規定する「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の約款第38条第3項に規定する通知の書面において、7の規定により、発注者又は受注者の求めに応じ、当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象と

することができる旨を記載した場合にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

### 3 スライド額の算定

(1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、2（1）の規定により単品スライド条項の適用対象となった主要な工事材料に該当する各工事材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S \text{ 増額} = (M \text{ 変更鋼} - M \text{ 当初鋼}) + (M \text{ 変更油} - M \text{ 当初油}) + (M \text{ 変更材料} - M \text{ 当初材料}) - P \times 1/100$$

$$S \text{ 減額} = (M \text{ 変更鋼} - M \text{ 当初鋼}) + (M \text{ 変更油} - M \text{ 当初油}) + (M \text{ 変更材料} - M \text{ 当初材料}) + P \times 1/100$$

S 増額 : スライド額（増額変更の場合）

S 減額 : スライド額（減額変更の場合）

M 変更鋼 , M 当初鋼 , M 変更油 , M 当初油 , M 変更材料 , M 当初材料 : 2（1）に同じ

P : 2に規定する請負代金額

(2) 受注者が対象材料を実際に購入した際の代金額を対象材料の品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。以下「実際の購入金額」という。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)の「M 変更鋼」、「M 変更油」又は「M 変更材料」を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の「M 変更鋼」に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、「M 変更油」に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、「M 変更材料」に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(3) 実際の購入金額が(1)の「M 変更鋼」、「M 変更油」又は「M 変更材料」を上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、6（1）に規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、(1)の規定にかかわらず、(1)の「M 変更鋼」に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、「M 変更油」に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、「M 変更材料」に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(4) (2)及び(3)の「実際の購入金額」は、次に定めるとおりとする。

① 6の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が5に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料についての実際の購入金額

② 6の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が5に規定する対象数量を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに実際の購入金額を乗じて得た金額

③ 燃料油について、6（5）の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を5の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、4（1）②イの平均

価格を乗じて得た金額

- (5) スライド額の算定は、対象材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

#### 4 価格変動後における単価の算定方法

- (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の対象材料の単価 ( $p'$ ) は、次に定めるとおりとする。

##### ① 鋼材類及びその他工事材料

対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。ただし、減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

##### ② 燃料油

ア 対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

イ 対象材料のうち、6(5)の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても、5の対象数量とすることとした場合、又は減額変更する場合で発注者が有する情報では購入月ごとの購入数量が判断できない場合にあっては、アの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

- (2) (1)①及び②アに規定する対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、約款第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

#### 5 対象数量の算出方法

- (1) スライド額の算定の対象とする数量(D)（以下「対象数量」という。）は、対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

① 設計図書（営繕工事にあつては、数量書。以下同じ。）に記載された数量があるときは、当該数量

② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量

③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量

④ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金が不適當となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、

当該運搬に要する燃料油の数量で客観的に確認できるもの

- (2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、7の規定により、単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

## 6 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認又は受注者との協議

- (1) 受注者が単品スライド条項の適用を請求したとき又は発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
- (2) 増額変更を行う場合で、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。
- (3) 減額変更を行う場合で、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- (4) (1)の規定にかかわらず、鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合において、実際に購入した際の単価は、搬入等した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあつては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格）を用いてスライド額を算定することができる。
- (5) (1)の規定にかかわらず、燃料油については、当該対象材料を実際に購入した際の数量、単価、購入先及び購入時期の全てを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合において、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても、5の対象数量とすることができる。

## 7 部分払時の取扱

約款第38条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

## 8 部分引渡し

約款第39条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

## 9 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) (1)に規定する請求が受注者からあったとき又は発注者が請求を行ったときは、約款第26条第8項の規定に基づき、発注者は受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日又は請求を行った日から7日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。ただし、維持工事で年度ごとに完済部分検査を行うものについては、各年度末に行うものとする。この場合において、(1)中「残工期」とあるのは「当該年度末までの工期」と、(2)中「工期末」とあるのは「当該年度末」と読み替えるものとする。

## 10 全体スライドを行う場合の特則

約款第26条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、2(1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価（約款第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」とし、3(1)中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から約款第26条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」とする。

### 附 則

- 1 この運用基準は、平成20年9月1日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの通知の施行日以降で、平成20年11月30日以前である工事に係る8(1)の規定の適用については、「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合」とあるのは、「工期満了前であって、かつ、平成20年9月30日まで」とする。

### 附 則

この運用基準は、令和3年12月6日から施行し、適用する。

### 附 則

この運用基準は、令和4年9月1日以降に郡山市工事請負契約約款第26条第5項に係る請求が行われたものから適用する。

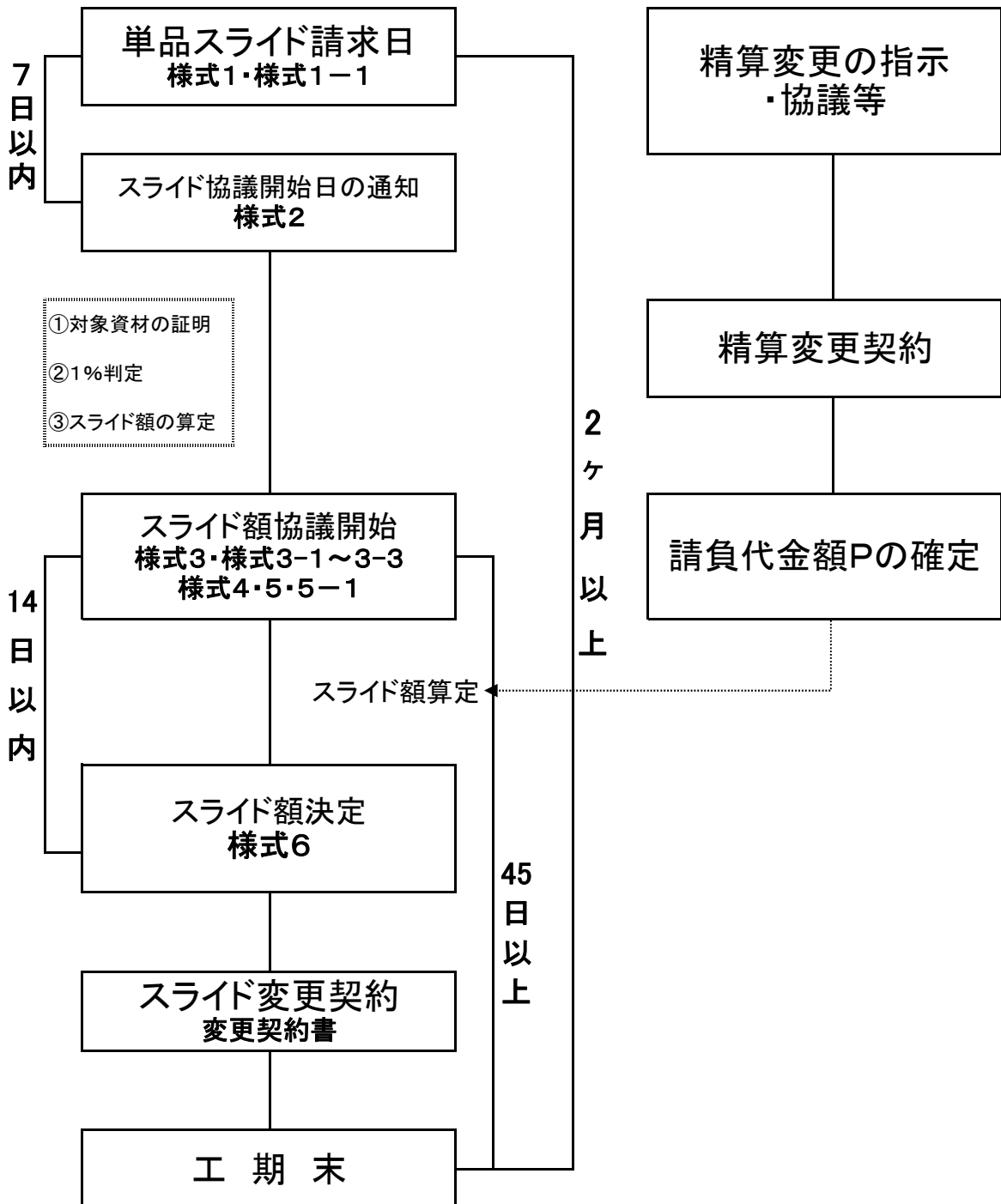
工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド）手続きフロー

単品スライド

契約変更

既済部分検査

様式7・様式7-1



年 月 日

郡山市長

受注者  
住所又は所在地

代表者職氏名

郡山市工事請負契約約款第 26 条第 5 項に基づく請負代金額の変更  
請求について

年 月 日付けで請負契約を締結した下記の工事について、契約  
当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、郡山市工事請  
負契約約款第 26 条第 5 項の規定に基づき請負代金額の変更を下記のとおり請求  
します。

記

- 1 契約番号 \_\_\_\_\_
- 2 工事名 \_\_\_\_\_
- 3 請負代金額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 工期 年 月 日から  
年 月 日まで
- 5 請求する  
主要品目名  
又は材料名 \_\_\_\_\_
- 6 変更請求概算額 \_\_\_\_\_ 円

内訳は、様式 1 - 1 のとおり

請負代金額変更請求額概算計算書

郡山市長

受注者  
住所又は所在地  
代表者職氏名

郡山市工事請負契約約款第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求概算額の内訳は、下記のとおりです。

契約番号

工事名

変更請求概算額 円

記

品目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備考(購入先)
(記載例)										
○鋼	○	t	○○.○	○○,○	○○,○○	○○,○	○○,○○	○年○月	○○,○○	○○商社
○鋼	○	t	○○.○	○○,○	○○,○○	○○,○	○○,○○	○年○月	○○,○○	○○商社
			○○.○	○○,○	○○,○○	○○,○	○○,○○		○○,○○	○年○月計
○鋼	○	t	○○.○	○○,○	○○,○○	○○,○	○○,○○	○年○月	○○,○○	○○商社
○鋼	○	t	○○.○	○○,○	○○,○○	○○,○	○○,○○	○年○月	○○,○○	○○商社
			○○.○	○○,○	○○,○○	○○,○	○○,○○		○○,○○	○年○月計
○鋼 計	○	t	○○.○	○○,○	○○,○○	○○,○	○○,○○		○○,○○	○鋼合計
鋼材類 合計					○○,○○		○○,○○		○○,○○	
変動額										○○,○○
単品スライド請求額										○○,○○

- (注)1 購入先、購入単価、購入数量等を証明できる場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督員に提出すること。  
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 2 対象材料は、品目毎及び購入年月毎にとりまとめること。とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚を可とする。
  - 3 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を別紙に記載すること。
  - 4 詳細に数量計算ができる場合は、様式3を用いてもよい。



郡 第 号  
年 月 日

受注者

様

郡山市長

郡山市工事請負契約約款第 26 条第 8 項に基づく協議の開始の日について（通知）

年 月 日付で請求のあった下記の工事について、郡山市工事請負契約約款第 26 条第 8 項の規定に基づき、スライド額協議開始日を下記のとおり通知します。

記

- 1 契約番号 \_\_\_\_\_
- 2 工事名 \_\_\_\_\_
- 3 協議開始日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

※ 受注者からの請求日から 7 日以降に工期の延期を想定している場合は、「工期末から 45 日前」と記載する。

請負代金額変更請求額計算書

郡山市長

受注者  
住所又は所在地  
代表者職氏名

郡山市工事請負契約約款第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

契約番号

工事名

変更請求額 円

記

品目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備考(購入先)
(記載例)										
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇年〇月	〇〇,〇〇	〇〇商社
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇年〇月	〇〇,〇〇	〇〇商社
			〇〇.〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇		〇〇,〇〇	H〇年〇月計
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇年〇月	〇〇,〇〇	〇〇商社
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇年〇月	〇〇,〇〇	〇〇商社
			〇〇.〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇		〇〇,〇〇	〇年〇月計
○鋼 計	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇		〇〇,〇〇	○鋼合計
鋼材類 合計							〇〇,〇〇		〇〇,〇〇	
変動額									〇〇,〇〇	
単品スライド請求額									〇〇,〇〇	

- (注)1 購入先、購入単価、購入数量等を証明できる場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督員に提出すること。  
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 2 対象材料は、品目毎及び購入年月毎にとりまとめること。とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚を可とする。  
同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合や購入先が異なる場合は、区分すること。
- 3 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を別紙に記載すること。

請負代金額変更対象材料計算総括表

郡山市長

受注者  
住所又は所在地  
代表者職氏名

年 月 日付けで通知のあった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、下記のとおり資料を提出  
します。

契約番号

工事名

記

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した建設機械	使用目的	証明 有無	備考
(記載例)											
軽油	1.2号	L	5,000	100	500,000	〇〇GS	20.5月		現場内重機	有	別添〇
軽油	1.2号	L	1,000	110	110,000	〇〇GS	20.6月		現場内重機	有	別添〇
軽油	1.2号	L	1,000	120	120,000	〇〇GS	20.7月		現場内重機	有	別添〇
軽油	1.2号	L	1,000	120	120,000	〇〇GS	20.8月		現場内重機	有	別添〇
軽油	1.2号	L	1,000	130	130,000	〇〇GS	20.9月		現場内重機	有	別添〇
軽油	1.2号	L	1,000	130	130,000	〇〇GS	20.10月		現場内重機	有	別添〇
購入数量(証明済)計		L	10,000		1,110,000						
軽油	1.2号	L	100		0	〇〇GS	20.8月	ダンプ	現場～〇地先	無	別添〇
軽油	1.2号	L	500		0	〇〇GS	20.9月	ダンプ	現場～〇地先	無	別添〇
軽油	1.2号	L	500		0	〇〇GS	20.10月	ダンプ	現場～〇地先	無	別添〇
購入数量(未証明)計		L	1,100								

- (注)1 購入先、購入単価、購入数量等を証明できる場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督員に提出すること。  
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 2 対象材料は、品目毎及び購入年月毎にとりまとめること。とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚を可とする。  
同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合や購入先が異なる場合は、区分すること。  
また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督員より工種や機械ごと等の内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。





スライド変更等協議書

郡 第 号  
年 月 日

受注者

様

郡山市長

1 契約番号 \_\_\_\_\_

2 工事名 \_\_\_\_\_

3 工期 年 月 日から  
年 月 日まで

年 月 日付けで請求のあった郡山市工事請負契約約款第 26 条  
第 5 項の適用に基づく請負代金額の変更請求について、別添のと通りの品目、規  
格、数量等としたので協議します。

(また、本協議書の通知日をもって協議開始の日とします。(必要に応じて記載))

※ 本様式は、発注者から協議開始日に受注者に対象の品目、規格、数量等につ  
いて通知する場合に必要な応じて使用する。



## スライド調書

契 約 番 号	第 号
工 事 名	
請 負 代 金 額 (消費税相当額含む)	円
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
スライド金額 (S)	円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	円

郡山市長



物価の変動に基づくスライド額計算書

①請負代金額 (消費税相当額含む)	
②既済部分出来高金額 (消費税相当額含む)	
③スライド対象請負金額 (①-②) (消費税相当額含む)	
④ (M 変更鋼 - M 当初鋼) (消費税相当額含む・落札率考慮)	
⑤ (M 変更油 - M 当初油) (消費税相当額含む・落札率考慮)	
⑥ (M 変更材料 - M 当初材料) (消費税相当額含む・落札率考慮)	

1) スライド額 (S)

$$S = (M \text{ 変更鋼} - M \text{ 当初鋼}) + (M \text{ 変更油} - M \text{ 当初油}) + (M \text{ 変更材料} - M \text{ 当初材料}) - P \times 1/100 = \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} - \text{③} \times 1/100 = \boxed{\phantom{000000}} \text{ 円}$$

$$M \text{ 当初鋼}, M \text{ 当初油}, M \text{ 当初材料} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 110/100$$

$$M \text{ 変更鋼}, M \text{ 変更油}, M \text{ 変更材料} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 110/100$$

M 当初鋼, M 当初油, M 当初材料: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

M 変更鋼, M 変更油, M 変更材料: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 価格変動後における各対象材料の単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 請負代金額

2) スライド金額 (S') = スライド額 (S) × 100/110 =  $\boxed{\phantom{000000}}$  円  
(1万円未満切捨て)

3) 消費税相当額 = スライド額 (S) × 0.1 =  $\boxed{\phantom{000000}}$  円

4) スライド額 (S) = スライド金額 (S') + 消費税相当額 =  $\boxed{\phantom{000000}}$  円

※1 購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することが可能である。(運用基準3(3))

※2 鋼材類について、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することが可能である。(運用基準6(4))

郡 第 号  
年 月 日

受注者

様

郡山市長

郡山市工事請負契約約款第 26 条第 5 項に基づく請負代金額の変更に  
ついて（協議）

年 月 日付けで請求のありました標記について、郡山市工事請  
負契約約款第 26 条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

- 1 契約番号 \_\_\_\_\_
- 2 工事名 \_\_\_\_\_
- 3 スライド変更金額 ( 増・減 ) \_\_\_\_\_ 円
- \_\_\_\_\_ 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

※ スライド額が請負代金額の 1 % を超えない場合は、上記「3」を次の「3」及  
び「4」のように記載する。

- 3 スライド変更可否 スライドの適用が認められない
- 4 理由 スライド額が請負代金額の 1 % を超えないため

年 月 日

郡山市長

受注者  
住所又は所在地

代表者職氏名

請負工事既済部分検査請求書

年 月 日付で請負契約を締結した下記の工事について、郡山市工事請負契約約款第 38 条第 2 項の規定により、既済部分検査を請求します。

今回、請求する部分払の範囲については、郡山市工事請負契約約款第 26 条第 5 項の請求対象とすることを併せて要請します。

記

- 1 契約番号 \_\_\_\_\_
- 2 工事名 \_\_\_\_\_
- 3 工期                    年 月 日から  
                             年 月 日まで

(注) 監督員に提出すること。

郡 第 号  
年 月 日

受注者

様

郡山市長

既済部分確認通知書

下記工事について、検査の結果、既済部分を確認したので通知します。

記

- 1 契約番号 \_\_\_\_\_
- 2 工事名 \_\_\_\_\_
- 3 工期                    年    月    日から  
                             年    月    日まで
- 4 請負代金額 \_\_\_\_\_ 円

当該既済部分検査で確認した出来高は、郡山市工事請負契約約款第 26 条第 5 項の請求対象とします。

なお、既済部分に相応する請負代金額を、\_\_\_\_\_ 円としたので、異存がなければ部分払の請求を行ってください。